

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【148】

2. 日時：令和4年4月14日 15時00分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁テルイです。それでは島根 2 号機設工認のヒアリング、今日は中操近辺の機能ですね、ヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	早速ですけど、中国電力の方から説明をお願いいたします。
0:00:20	はい。中国電力の藤木です。まず初めにし提出資料の確認をさせていただきたいと思います。提出資料まず一つ目ですけども、N-S2 オカ、
0:00:30	N-S2-他-1、101、
0:00:35	こちら、ちゅ中央制御室の機能の方の回答整理表になります。二つ目、N-S2-添 1-054 階 01、こちら中央制御室機能に関する説明書になります。
0:00:48	三つ目N-S2- 1、A-054 回 01、括弧非調節の機能の比較表一になります。
0:00:58	四つ目、N-S2-009 階 09、こちら静制御室の機能の方は、補足説明資料になります。五つ目。
0:01:08	N-S2-オカ-102、こちら緊急時対策所の機能の方の回答整理表になります。六つ目、N-S2-添 1-075。
0:01:21	はい。01、こちら緊急時対策所機能に関する説明書になります。七つ目、N-S2.1075 階 01、括弧費、こちら緊急時対策所機能の比較表になります。
0:01:34	八つ目、N-Sに、
0:01:37	一補-016 回 02、こちら緊急時対策所機能に関する説明書の補足説明資料になります。以上、谷津ですけども、資料、お手元におそろいでしょうか。
0:01:51	規制庁照井です。はい大丈夫です。
0:01:54	はい。ありがとうございます中国電力フジキでそれでは、開始させていただきますがまず説明の進め方についてですが、
0:02:03	本日の説明内容緊急時対策、すいません、中央まず中央制御室の機能、
0:02:09	に関するの説明書の中の誘導 9 月以外についてコメント回答をさせていただきましてその次に、緊急時対策所の機能の有毒ガス以外の部分を説明しまして最後に
0:02:22	両両方に関するき有毒ガスに関する会議コメント回答という順番で進めさせていただきたいと思っておりますが、それでもよろしいでしょうか。
0:02:33	規制庁寺井です。中操機能を、緊対機能を、有毒ガスの、
0:02:39	3 分割ってそれは
0:02:41	1 個間に、質疑対応挟んでってことでいいですね。
0:02:47	中部電力藤木です。それでもよろしいんですけども、説明、各項目説明時間、かなり数分、10 分以内が三つ程度で下全部くつつけても 30 分にも満たないと思いますので連続でも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:01	進める方法も、でもいいのかなというふうに思っていたんですが、次はハタの方がよろしいでしょうか。あ、規制庁ですどっちでもいいですけどどっちの方が安いですか、連続してやる方が。
0:03:15	やりやすいから。
0:03:16	まとめて説明していただくことで結構です。はい。
0:03:21	お願いします。津久井委員。はい。中部電力藤木ですはい。それでは連続してまず説明を進めさせていただきたいと思います。はい。
0:03:29	それでは、まず中央制御室の機能のうち有毒ガス以外の部分についてコメント回答させていただきます。衛藤。それでは 01 から始まる。
0:03:38	コメント回答、回答整理表をご覧ください。
0:03:43	まず、1、ナンバー
0:03:45	1 の指摘事項ですけどもコメント内容が、構内監視カメラのうちガスタービンは建物屋上に、設置するSA要求があるものについては、設計上考慮すべき事項の追求を検討すること。
0:03:59	コメント、指摘いただいております回答としてはSA要求がある、構内監視カメラ加古ガスタービン発電建物屋上について設計上考慮する事項を追記しております回答内容については、
0:04:13	03 から始まる調整への機能の比較表の 8 ページを、
0:04:19	ご覧ください。
0:04:23	はい。比較表の 8 ページです。
0:04:26	黄色のハッチングで示しているように、SAの要求、
0:04:32	がある構内監視カメラのうち、ガスタービン発電建物屋上に設置するカメラについて、
0:04:39	津波監視カメラと同様に
0:04:42	強度の話と電源の話がマツナガるように追記をしております同様に備考にも、他社との記載の相違点、
0:04:52	について追記をしております。
0:04:54	コメント回答整理表の方にお戻りください。と二つ目の、
0:05:00	ナンバー2 のご指摘事項ですけれども、構内監視カメラの設計についてその位置付けを踏まえ、適切な記載、記載を検討すること。
0:05:09	こちら構内監視カメラについて 5 名以下津波監視カメラの従属的な位置付けではなく、ともに構内監視、発電所の構内の
0:05:19	紙を確保するための設備であるという位置付けであるため、記載を見直しております。比較表の 16 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:30	比較表 16 ページ、下から 2 番目のパラグラフのところの最後の辺りに黄色ハッチングで津波監視カメラとともに発電所構内を監視する。
0:05:41	記載に記載を見直しております。
0:05:44	次、三つ目ナンバー3のご指摘事項ですけれども、についてですけれども重大事故、監視盤及びその他、
0:05:53	制御盤へのご誤接触防止の説明の十字架充実化についてですが、その他制御盤及び重大事故監視盤には手すりを設置しておりませんが、
0:06:04	地震発生時には、操作を中止し盤から離れることにより、5、5 接触を防止する運用としております。なお、コメントをいただいた説明書の記載箇所については、
0:06:16	設備設計を記載する箇所となるため、前回ヒアリング時からの記載の変更はしておりませんが、補足説明資料において、先ほどの運用について、誤接触を防止する旨を追記しております。
0:06:28	お手数ですが、補足説明資料、04 から始まる資料の補足説明資料ですね、の通し番号で 10 ページを、
0:06:37	お開きください。
0:06:45	あと補足説明資料の通し番号 10 ページの中ほど、
0:06:49	2 黄色ハッチングのなお、
0:06:52	の記載以降が実際の追記箇所になります。
0:06:57	ナンバー3 は以上です。回答整理表にお戻りください。4 番目の指摘事項、構内監視カメラのうち、ガスタービン建物屋上に設置するSA要求があるものについては、強度及び給電の機能について適切な事務所での説明を、
0:07:13	検討することというご指摘事項ですけれども、こちら比較表の 16 ページをご覧ください。
0:07:21	16 ページの一番下のパラグラフになりますけれどもまた以降にガスタービン発電機建物屋上に設置する構内監視カメラの機能、
0:07:30	を記載しております、次の 17 ページ。
0:07:34	の、
0:07:35	に、屋外のSA設備として求められる強度及び給電の機能について
0:07:41	記載を追記しております。
0:07:48	回答整理表にお戻りいただきまして、5 番目の指摘事項、中央制御室の共用によって、悪影響を及ぼさない旨の説明について、2 ポツ、説明し、基本設計基本方針への追記を検討すること。
0:08:02	ですけれどもこちら
0:08:03	比較表の 6 ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	をご覧ください。
0:08:11	6 ページの、また以降に影響要因によって、景況長内という記載を追記してございます。
0:08:21	回答整理表の 6 番目。
0:08:25	ですけれども、6 番目についてその他、制御盤でのみ監視するSAパラメーター、具体的には、中性子計装があるため、記載の適正化としてただし書きに、
0:08:37	及びその他制御盤を追記しております。詳細については割愛させていただきます。
0:08:46	回答整理表 2 ページの 7 番目以降からは有毒ガス関係のコメントとなりますので、後程まとめて説明をさせていただきます。まず中央制御室機能に有毒ガス以外の記載適正箇所について、
0:09:00	主なものをご説明させていただきます。
0:09:04	回答整理表の 6 ページ、No.35。
0:09:10	のところに、をご覧ください。No.35 につきましては、緊急時対策所の居住性に関する説明書のヒアリングの時にいただいたコメント。
0:09:19	を水平展開しまして、醸成技術で使用する。
0:09:23	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の
0:09:28	特定範囲の妥当性についての説明を追記して、したものになります。
0:09:37	具体的には比較表の 33、
0:09:43	通し番号で 33 ページをご覧ください。
0:09:48	城さん、3-7。
0:09:50	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の使用に米印を追記しておりまして、測定範囲の妥当性の考え方について記載をしております。
0:10:02	なお昆。
0:10:06	適正化リストのナンバー43 についても同様の
0:10:11	理由でのセイキンなり、
0:10:15	同様の理由で記載を適正化しております。
0:10:17	その他適正箇所については単純な誤記の修正んでありますので、詳細については割愛させていただきたいと思います。
0:10:26	調節機能のうち有毒ガス以外の説明については以上になります。説明者を交代させていただきます。
0:10:35	中国電力の松元です。それでは資料番号 5、MSIに他 102 の緊急時対策所の回答、指摘事項に対する回答整理を用いまして説明いたします。
0:10:49	まず、該当性表の一番をご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:55	こちらは基準津波と津波が混在したセキさんに対し、適正化を検討するよう指摘を受けておりました。回答としては、津波が満ち引きのある津波全般を指しておりまして、
0:11:07	基準津波を含む津波全般に対して影響を受けないということで説明をしておりますので、現状の記載が適切と考えております。
0:11:17	続きまして、回答整理表の 2 番の回答を説明いたします。
0:11:21	資料番号 8 の補足説明資料 16 ページをご覧ください。
0:11:30	こちらは、
0:11:32	資料番号 7 比較表の 9 ページに、連続給電時間の記載がありまして、その記載に対して、根拠を補足説明資料で説明するよう指摘を受けておりました。
0:11:44	回答としましては、補足。
0:11:47	説明資料の 16 ページに、緊急時対策所用発電機の連続
0:11:52	給電時間。
0:11:55	となります 39 時間の根拠を追記しております。
0:11:59	ここで 39 時間が、
0:12:01	ただいま説明しました 39 時間が、
0:12:04	適正化の訂正となりますのでここで説明いたします。
0:12:12	と、
0:12:14	資料番号 5-5 ページをご覧ください。
0:12:24	こちらの 22 番、
0:12:26	表の一番下になりますけども、こちらでは、緊急時対策所用発電機の運転時間を、つ 37 時間から 39 時間に見直しております。
0:12:37	これまでは、燃料設定根拠よりも保守的な容量で計算をしております、37 時間としておりましたけども、
0:12:45	今回設定根拠と同じ要領に見直して計算したことによって連続給電時間の変更をしております。
0:12:54	それでは、指摘事項の回答整理表の説明に戻ります。
0:13:00	回答整理表の 3 番をご覧ください。
0:13:04	資料番号 7 の比較表の 9 ページ。
0:13:08	こちらの、
0:13:10	6 段目の 2 行目をご覧ください。
0:13:23	こちらは緊急時対策所用発電機の制御回路を起動待機することで、何ができるのか説明するよう指摘を受けておりました。
0:13:32	回答としましては、緊急時対策所用発電機、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:36	緊急時対策所内で操作が可能になるということを追記しました。また、相違点を見直しております。
0:13:44	続きまして回答整理表の、
0:13:47	4 番の回答を説明いたします。
0:13:52	資料番号 7 比較表の
0:13:54	9 ページ、6 段目。
0:13:57	下から 2 行目をご覧ください。
0:14:03	こちらは、10 時間以上給電可能とする理由を説明するよう指摘を受けておりました。
0:14:09	回答としましては、10 時間はプルームの通過時間を指しておりますので、
0:14:14	追記して明確化しております。
0:14:18	それでは回答整理表の 5 番の回答を説明いたします。
0:14:23	資料番号 7 比較表の
0:14:25	12 ページ。
0:14:27	もう 1 段落目を、
0:14:29	ご覧ください。
0:14:35	こちらは、プルーム通過前後の記載について、プルーム通過時のみ、状況が異なることを表現するよう指摘を受けておりました。回答としましては、その前のページ 11 ページの、
0:14:47	記載記載に合わせまして、空気ボンベ加圧設備から緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタイントに切り換え、
0:14:59	と記載をして、明確化しております。
0:15:04	続きまして回答整理表の 6 番の回答を説明いたします。
0:15:09	資料番号の 6、説明書の
0:15:13	通し番号で 20 ページをご覧ください。
0:15:24	こちらは、図中のDPIIに対し、差圧計とわかるようにするよう指摘を受けておりました。回答としましては、
0:15:33	図中の中に差圧計等を記載いたしました。
0:15:39	指摘事項のナンバー7 から 9。
0:15:43	有毒ガスに関する回答のため後程説明いたします。
0:15:50	南波
0:15:52	中をご覧ください。
0:15:56	こちらは緊急時対策所の居住性に関する説明書の指摘事項となっております。
0:16:03	NISA、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の計測範囲の妥当性について、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	記載を検討することの指摘を受けておりました。
0:16:12	回答としましては、緊急時対策所の機能に関する、
0:16:16	説明書に記載することとしました。
0:16:20	記載内容としては酸素濃度計二酸化炭素濃度計の計測範囲において、
0:16:25	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が、
0:16:29	設計基準事故時、10 台、
0:16:32	事故時の対策のために、支障がない範囲であることを、
0:16:36	把握できることを追記しております。
0:16:42	緊急時対策所の機能に関する指摘事項の回答は以上になります。
0:16:47	続きまして記載適正化について説明いたします。
0:16:51	資料番号 5 の 6、
0:16:55	ページをご覧ください。
0:17:07	ナンバー23 をご覧ください。
0:17:10	資料番号 6、説明書通しページの 10、
0:17:15	10 ページ、11 ページで説明いたします。
0:17:22	10 ページの 3.2 項、11 ページの 2 段落目の部分です着色部分ですけども、
0:17:30	こちらは、通信連絡設備に関する説明書の指摘事項で回答しておりまして、702 号機は、
0:17:39	番号機申請であり、号機の区分け額という記載にしておりましたけども、
0:17:44	設置許可でも共用棟と記載しておりますので、123 号機で共用する旨、
0:17:50	記載、
0:17:51	しております。この回答の
0:17:55	展開としまして、情報の把握に関する機能通信連絡に関する機能を共用する ということで、
0:18:06	通しページの
0:18:08	8 ページに、
0:18:12	見直しをしております。
0:18:15	通しページ 8 ページの、
0:18:19	3 段落目、
0:18:21	1 行目の最後の辺りに、情報のっていうところがありますけども、そこ以降を追 記しております。
0:18:32	続きましてナンバー21、
0:18:34	回答整理のナンバー24 を回答いたします。
0:18:38	説明書通しページの 21 ページをご覧ください。
0:18:46	こちらは、管理区域の出入り管理設備及び、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:50	環境試料分析装置に関する説明書の指摘事項を水平展開しております。
0:18:56	可搬式浄化装置を明確化するため、図、図中に吹き出しを追記しております。
0:19:03	緊急時対策所の機能に関する説明書の下、回答は以上になります。説明者を交代します。
0:19:11	中国電力の原です。有毒ガス防護に関する、
0:19:15	コメント回答をさせていただきます。
0:19:18	まず、中央制御室の有毒ガス防護について、前回、
0:19:23	ご指摘いただきました内容について、配当整理表に基づいて回答させていただきます。
0:19:30	1番目の資料、中央制御室機能2の回答整理表の2ページ。
0:19:37	をお願いします。
0:19:39	No.8とNo.9につきまして、有毒ガスに関するコメントをいただいております。
0:19:47	まず、ナンバー8の、
0:19:49	コメント内容につきましては、
0:19:51	計算パラメーターのうち、建物投影面積の説明について適切な記載に修正することとなります。
0:19:59	こちらにつきましては、資料ナンバーの3番目、中央制御室の、
0:20:05	先行プラントの比較表の43ページをお願いします。
0:20:12	まず第一段落のところの下線部について、
0:20:17	建物投影面積については、(5)建物と面積に示す値と記載しておりますが、
0:20:24	次の44ページのところの(5)では、具体的な値を記載しておりませんでした。
0:20:30	こちらについては、
0:20:33	58ページ規格表の58ページ目に記載しております。
0:20:37	今日の
0:20:39	四分の3、
0:20:41	2、
0:20:42	具体的な設置を説明しておりますので、
0:20:46	44ページ目の(5)。
0:20:48	の記載につきましては、表を呼び込む形として、適正化しております。
0:20:54	No.8に対するコメント回答は以上です。
0:20:58	続いてナンバー9につきまして、
0:21:01	についてご回答いたします。
0:21:04	コメント内容は、隣接方位に複数のご提言がないことを説明することとなります。
0:21:10	こちら、先ほどの比較表の46ページ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:14	お願いします。
0:21:19	おい。
0:21:20	4.1. 9 の、有毒ガス防護のための判断基準に基準値に対する割合の合算の説明では、
0:21:28	ガイドに記載ガイドの記載に従いまして、ところ提言と評価点を結んだ。
0:21:34	ラインが含まれる 1 方位及びその隣接方位に固定元が複数ある場合、
0:21:39	隣接方位の固定原価から有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合も合算すると記載しておりました。
0:21:48	今回、ご提言が合算条件に、今回は固定原価合算の条件に当てはまりませんので、
0:21:56	続いて 47 ページの評価結果のところですが、
0:22:00	黄色ハッチングの箇所で、なお書きで、
0:22:04	隣接方位に複数のご提言がなく、
0:22:07	防護のための判断基準に対する割合は合算しない旨を記載しております。
0:22:14	中央制御室の有毒ガス防護に対する指摘事項に対するご回答は以上となります。
0:22:21	なおこのナンバー8 と 9 につきましては、緊急時対策所の機能の説明書の方へは、前回のヒアリング時に反映しております。
0:22:31	続いて適正化箇所につきまして、
0:22:35	おい、一番の、
0:22:37	※、回答整理表のところの 6 ページ以降、有毒ガス防護に関する資料の適正化を行っておりますが、
0:22:46	表中の 9. の削除であったり比較表の相違理由等を修正しております。
0:22:52	こちら緊急時対策所の機能の説明書側との、
0:22:56	資料の整合を図るところで修正しておりますので、詳細な修正内容については割愛させていただきます。
0:23:05	中央制御室の有毒ガス防護に関する説明は以上となります。
0:23:11	続いて、緊急時対策所の有毒ガス防護について、
0:23:16	回答整理表の方をお願いします。2 ページ目。
0:23:21	の、
0:23:23	No.7 からNo.9 についてが、有毒ガス防護に関する指摘事項となります。
0:23:30	No.7 のコメント内容は、当庫提言に対する防護措置に関する説明の記載順について適正化を検討することとなります。
0:23:40	こちら、
0:23:41	七つ目の資料。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:43	の、緊急時対策所の機能の先行プラントの比較表を、
0:23:48	お願いします 32 ページになります。
0:23:52	3.1. 1 のご提言に対する防護措置に関する説明について、中央制御室の機能に関する説明書の記載順にあわせ、
0:24:01	記載順を入れ替えております。修正前は黄色ハッチングの箇所をその下の段落の記載順が逆。
0:24:09	逆となっておりますが、記載の順序を入れ替えております。
0:24:13	No.7 に対する回答は以上となります。
0:24:17	続いてナンバー8 です。
0:24:20	コメント内容は、緊急時対策所の指示要員の 49 名の内訳がわかるよう、
0:24:27	記載を適正化して説明することとなります。
0:24:31	まず、藤氏、
0:24:34	四つめの資料。
0:24:36	緊急時対策所の補足説明資料の 1 ページ目をお願いします。
0:24:43	まずこちらの表の 1-1 では、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員数として 46 名としておりますが、
0:24:53	有毒ガス防護の対象の指示要員の数は 49 名としており、その相違について、
0:25:00	説明を追加するよう指摘を受けたものになります。
0:25:04	ご回答の内容については、有毒ガス側の補足説明資料等、計測制御施設の補足説明資料の方に反映しておりますので、
0:25:15	4 番目の資料の、
0:25:17	補足説明資料をお願いしますオチページで、
0:25:21	243 ページ目となります。
0:25:28	黄色ハッチングの箇所で、注記にて、敷地、敷地内可動元からの有毒ガス防護対象者について説明を追加しております。
0:25:39	大津ドイ 244 ページの図、
0:25:42	ー7-1 では、
0:25:45	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の 49 名の内訳と、あと、
0:25:51	要員数を記載しております。
0:25:54	やっぱ、
0:25:55	約
0:25:56	45、46 ページのところで、各フェーズで要員数の変化について表に記載しております。
0:26:04	と先ほど能勢さん。
0:26:06	先ほど説明しました、緊急時対策所の補足説明資料の表の 1-1。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:12	はブルームで0mの通過中であるため、
0:26:15	46名となっておりますが、
0:26:18	全体のフェーズを通じて、
0:26:21	緊急時対策所で指示を行う要員の最大数は49名というところで、
0:26:26	この数をもとに、
0:26:28	総合対象人数と装備配備数を設定しております。
0:26:33	No.8の、
0:26:35	指摘事項に対するご回答は以上となります。
0:26:39	続いてNo.9に、Sとコメント内容は、
0:26:44	有毒ガス濃度評価に用いる計算式について記載を適正化して説明することとなります。
0:26:51	三つ目の資料で、緊急時対策所の説明書の方をお願いします。
0:26:58	3、通しページの32ページとなります。
0:27:05	4.1.6の計算式のところで黄色ハッチングしておりますが、という6月の評価に用いる計算式について、先行プラントの比較表や、
0:27:15	湯衛藤中央制御室の機能側との記載が異なっておりましたので、黄色ハッチング箇所を追加して適正化しております。
0:27:24	緊急時対策所の有毒ガス防護に関する指摘事項に対するご回答は以上となります。
0:27:30	続いて適正化場所についてですが、
0:27:38	ナンバーの、
0:27:40	6ページ目のNo.25が、有毒ガス防護に関する適正化箇所となります。
0:27:46	と他の表と整合を図るため表中の9点について削除しております。
0:27:51	緊急時対策所の有毒ガス防護に関する説明は以上となります。
0:27:57	中国電力フジキです申し訳ありません。中央制御室の機能の説明の方で回答整理表のNo.7の説明が申し訳ません抜けておりましたので追加で回答させていただきます。
0:28:09	七つ目の7番のコメント内容ですけれども、表3-4、外部火災の注記に航空機落下による火災の追記を検討することということで、
0:28:19	こちらの外部火災、
0:28:21	の中に考慮している事象として航空機落下を追記するようご指摘を受けたものになりました、
0:28:29	03の比較表の30ページをご覧ください。こちらに
0:28:34	30ページの表3の4監視カメラで把握可能な自然現象等の米印のところに、航空機落下、墜落、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:42	による火災を含むという記載を追記しております。
0:28:47	No.7 に関するコメント回答は以上ですと、もう一つ申し上げます中央制御室の機能の補足説明資料にちょっと一部訂正がございますので、ご紹介させていただきます。
0:28:58	04 から 04、4 番目の資料の、
0:29:02	補足説明資料、
0:29:04	通しページ 58 ページをお願いします。
0:29:11	58 ページの表 1-2、中央制御室に配備しているLEDライト括弧三脚タイプ及び、
0:29:18	資機材の概要についてですけども、こちら一番上に示しておりますLEDライト三脚タイプの外観及び仕様については、先日、非常用照明の説明、
0:29:30	の中で、新しい照明の
0:29:34	外観と仕様を示しておりますのでこちらの補足説明資料にも反映をしたいと思います。訂正箇所は以上になります。
0:29:44	説明は以上になります。
0:29:50	規制庁テルイです。ご説明ありがとうございましたそれでは幾つか、
0:29:55	確認をさせていただきますけれども、
0:30:04	中操の、
0:30:06	昨日から行きたいと思えますけど、
0:30:20	当比較表の 17 ページ。
0:30:29	コメントでいうと、コメントNo. 4 のご回答のところですけど、
0:30:35	これもともとその津波監視カメラは別の説明書で、説明してそっちに飛ばしますっていうのとの関係で、
0:30:46	ガスタービン発電機建物屋上のカメラも、ここに書くのか、別にユリ適切なものあればそっちで書いて書いてくださいねみたいな。
0:30:57	話をしたと思う。
0:31:00	んですけど、これはだから、今回ここに書かれたっていうことは、この投書が適切、書くものとして適切だ。
0:31:10	ものだという事で判断されたということよろしいでしょうか。
0:31:15	中国電力藤木です。はい。概要としてはその通りでございます、こちらのガスタービン発電機建物屋上に設置する構内監視カメラについては、原子炉冷却系統施設、
0:31:29	側の設備としてエントリーしているものになるんですけども、そちらの市、
0:31:35	原子炉冷却材機冷却系統施設の側では、この話が出て、ガスタービン発電機建物屋上のカメラの話が出てくるのが基本設計方針の中についてのみ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:45	そういう話が出てきておましてあまり詳細な話を書く場所がちょっとございませんでしたのでこちらの個別説明としては、もちろん中央制御室の機能に関する説明書の中で、記載するのだ。
0:31:55	のが
0:31:56	良いだろうということで、こちらに記載することといたしました。
0:31:59	以上です。
0:32:01	規制庁テルイです。わかりました。
0:32:06	はい、一応その確認だったのと、次に、
0:32:14	比較表でいうと 33 ページで、
0:32:23	コメントでいうと、
0:32:28	どれだ。
0:32:30	こちらコメントいただいたのが中央制月の居住性アラキ緊急時対策所の居住性の方で、あれですよ。
0:32:42	機能で、
0:32:43	そっか、機能で、火セ教授居住性で説明しますと言って居住性で機能に書いてありますってどっちにも書いてないからどっかに書いておいて、
0:32:51	言ったやつだったと思いますけど。
0:32:54	中身は、それで、
0:32:58	よくて、確認したいのは
0:33:01	この表の、ここ名注釈で書くのがいいのか、その説明書の何で本文っていうんですかね
0:33:11	計装、うん。
0:33:14	笹野野木さんか何その時計の説明をしてるところあると思うんですけど。
0:33:18	そこで書かずに
0:33:21	その表の中に落とし込んだのって何か理由があるのかなっていうのをちょっと確認したかったんですけど。
0:33:28	はい。中国電力河口です。
0:33:30	こちらにつきましては、
0:33:33	計測範囲の妥当性を説明するという。
0:33:36	コメントいただいておりますので、それ計測範囲がそもそも書いてあるのがこの表の方で書いていた、本文中には特に書いてなかったっていうのがあったので、
0:33:45	こちらの表の方で、提案にもともと書いていたと言うのと、
0:33:50	それと、今の、
0:33:52	許容される。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:54	酸素濃度、
0:33:55	二酸化炭素濃度計を記載することで、
0:33:58	今の実際の測定範囲、
0:34:02	使用する計器の測定範囲と。
0:34:04	居住性で共有される濃度を比較して、
0:34:09	ことによって、妥当であるっていうのが、この表に書いたほうがわかりやすいかなという。
0:34:14	ふうにかえましてこちらの表の方の注記で記載しております。
0:34:18	以上です。
0:34:21	規制庁の鳥巢ばかりまして、実際にその具体的な仕様として書かれてるのがここの範囲なのでそこと比較して、
0:34:29	その居住性の方と合わせてですね比較してみると、ここと比較してみたほうがわかりやすいだろうということだと理解しました。
0:34:38	わかりましたの考えは理解をしました。
0:34:42	それからですね、
0:34:46	先ほど最後にご説明のあった補足の58のLEDライト、
0:34:56	は、
0:34:56	これは
0:35:04	ものを、
0:35:06	変えたっていうのはその非常用照明のほうで説明したので、
0:35:10	それを、
0:35:12	こっちこちらの部署にも反映をさせたということですか。
0:35:18	あ、中国電力フジキさ、申し訳ございません。今の記載はそれがちょっと反映がまだできていないので反映をしたものに修正をさせていただきたいと思っております。
0:35:28	規制庁の井手です。失礼いたします。だから非常用照明の方で変えたので、こちら今後変えますってことですね。
0:35:36	中国電力藤江さん、その通りでございます。規制庁のクリスわかりましたありがとうございます。
0:35:44	と、少々お待ちくださいね。
0:36:06	規制庁鳥居ですすみません
0:36:08	ちょっと指摘の三つ目コメントの三つ目のところの、
0:36:12	回答なんですけど、
0:36:15	そう意味で補足の方で、運用後接触防止する運用を書かれたのが理解をしたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	本本部っていうかその説明書側で言うと、その比較表で申し訳ないですけど比較表の、
0:36:28	14 ページの、
0:36:32	ところ。
0:36:34	野間また書き、
0:36:35	いうところでいいんでしたっけ。
0:36:43	中国電力川口です。該当ページとしましては 14 ページのまた書き、
0:36:48	の前半部分となります。
0:36:50	以上です。
0:36:51	規制庁の点数なので項は、誤接触を防止するというその設計方針を変えた上で、ずそのまま運用とセットでやる部分は補足のほうで書いてるということですね。わかりました。ありがとうございます。
0:37:08	とそれからちょっと中操の機能そんなところで、
0:37:13	佐瀬バラバラと言ってしまうんですけど緊対所の機能の方ですけど、
0:37:24	まずコメントの一つ目のところは、
0:37:27	だから、津波と、
0:37:29	基準津波っていうのは、きちんと書き分けてますよっていうことでよろしいですか。
0:37:37	中国電力の松本です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:37:41	いや、規制庁の通りですわかりましたそれはこの図書に限らず、他の全図書でも、
0:37:49	基準津波っていうものを指す場合は、基準津波を使ってるし、
0:37:54	その基準津波を含む、その津波っていうその取水現象全体を指す時は津波って使ってるっていうその整理は、他の土砂も含めて、整理をする。
0:38:04	同じように整理をしてるってことでよろしいですか。
0:38:09	中国電力の松本です。その認識でございます。津波の説明書にも、津波ですとか基準津波っていう言葉が用いられております。以上です。
0:38:21	規制庁ですわかりました
0:38:25	よく使い分け、ミスがないかどうかっていうのはよくよく確認をしておいてください。ご説明は理解をしました。
0:38:32	それから、
0:38:37	と適正化の方の
0:38:41	適正化というか燃料の算出根拠に米の方のとセットで、
0:38:46	ご回答ですけど、
0:38:48	もともと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:50	37 時、
0:38:55	ゆ、それで何時間たったら 39 時間。
0:38:58	西田っていうのは、
0:38:59	その保守的な要領で計算してたの設定根拠に当たって御説明だったんですけど、
0:39:07	もともと保守的な要領で計算してたのっていうのは、
0:39:14	何でしょう、どう、どう、
0:39:16	許可のときが、そのよう、設定根拠。
0:39:21	そういった根拠は工認ですけど、許可の時間がまゆ余裕を見た数値を使ってたっていうことなんですか。
0:39:40	中国電力の松元です。設置許可の緊急時対策所の審査資料それから今回の緊急時対策所の機能の説明書、いずれも
0:39:53	エセ
0:39:55	工認の設定根拠で使ってる数字よりも、さらに保守的に数字を使ってちょっと計算していたところがありました。
0:40:05	ですので
0:40:07	設定根拠の数字よりもちょっと厳しめに出していたところがありまして、ちょっと整合をとるというところで設定根拠の数字を採用しております。以上です。
0:40:21	規制庁、照井です。
0:40:27	結局、だからその許可までも
0:40:33	保守的な数字を使ってたし、それを最初出した時も、その許可との流れの中で保守的に数値を使っていたものを、やっぱ公認でしょう。
0:40:44	大まか仕様確定させにくいご本人ですから、その詳細設計にあたってその設定した使用それに対するその設定根拠。
0:40:54	と、実際の評価値っていうのを整合させた方がいいだろうと。
0:40:58	ということで、今回要領の時間いろいろな計算もつけることだし、
0:41:06	計算をつけることだし、
0:41:08	整合をとるようにした。
0:41:10	ていうことですかね。
0:41:14	中国電力の松本です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:41:19	規制庁の土岐ですが、わかりました。
0:41:23	はい。それからですね、日
0:41:29	カーブ処遇の
0:41:33	と 9、
0:41:36	9 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:39	目なんですけど、
0:41:45	そのなお書きで修正していただいたところで、
0:41:51	もう一井台の制御回路軌道上、木戸社長代理で待機しておくことで、緊対所用発電機での操作に加え、
0:42:00	緊急時対策所内でも操作が可能となり、
0:42:03	万ー云々かんぬん、
0:42:06	で、
0:42:07	書いてあるんですけど、
0:42:11	その何でしょう
0:42:13	この前半の緊急時対策所用発電機での操作に加え、
0:42:19	書いている。
0:42:21	ここの意味、意味っていうと何かちょっと、
0:42:25	大きくなっちゃうけど
0:42:27	結局ここで言いたいので
0:42:30	準備中にす。
0:42:33	軌道回路を起動した状態セイキから起動し、しとけば、そのプルーム通過中でも、
0:42:41	要はそこに、その下現場に行かなくても、
0:42:45	操作が可能であるっていうことを、
0:42:52	いった要はそのどれ難しはず外出て、外じゃなくていいよっていうことを言いたいんだと思ったんですけど。
0:43:00	そうした時にその発電所のその発電機、その現場での操作に加えて書くことにどれぐらいの意味があるのかっていうのちょっと、何を意図して書いているのかなっていうのを、
0:43:11	確認したかったんですけど、ご説明いただけますか。
0:43:19	中国電力の松本です。
0:43:23	設置許可の審査資料で、発電機の切り換えというのは、その時から、屋外の緊急時対策所発電機についてます作業盤。
0:43:35	それから建物にどちらでもできるようにはしているんですけども、タイムチャート上は現場での切り換え操作で、整理をしておりましたので、
0:43:46	ここ、ちょっと説明が記載が良くなかったんですけども、
0:43:50	元バーと、建物内どちらでもその切り換え操作ができるっていう趣旨で記載をしておりました。以上です。
0:44:03	規制庁照井です。
0:44:07	ふうん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:09	それはだから、どうでしょう。もう1台の制御回路を起動した状態にて待機しておくことで、
0:44:15	ていうのが、
0:44:17	粗相しておかないと現場の操作もできないんですか。
0:44:24	中国電力の松本です。現場だけで操作をする場合であれば、その操作員が現場に行きまして
0:44:34	緊急時対策所発電機を起動する制御回路も含めまして起動させて、
0:44:40	負荷、
0:44:42	オノセ変えて、
0:44:44	ていうことができるんですけども、
0:44:46	建物内ですと、制御回路の起動というのができませんので、建物内での操作も考慮しますと、
0:44:57	発電はしないにしても制御回路自体は、起動した状態で待機するっていうことが必要になって、
0:45:05	きますので、この段落2行目の制御回路を起動した状態っていう記載を、
0:45:13	記載を記載、失礼しました、記載しております。以上です。
0:45:17	規制庁照井です。
0:45:21	んとですね、ここって、なお、各駅ベント実施前に、
0:45:28	今動いてる1台に加えて、その準備としてですね、もう1台を制御回路を起動するということで、現場に行かずともう、
0:45:38	その建屋内緊急所内で操作が可能。
0:45:42	なので、
0:45:43	可能ですよっていうことを言っている文脈だと思ってるんですけど。
0:45:49	ここの緊急時対策所発電機での操作に加えてる入れてる場所がもしかしたら、ちょっとよくないだけなのかもしれないですけど、今
0:45:58	なんかももう1台の制御系が起動した状態に待機しておくことで、
0:46:02	が何かその発電、その現場での操作と、
0:46:08	にも係ってるように、
0:46:10	読めちゃっててですね。
0:46:12	何かここ、
0:46:14	もともと発電所発電機での現場での操作って多分、
0:46:19	いけば、今ご説明あったようにその発電まで全部できちゃう。
0:46:23	ていうのを現場に行かないようにするために、制御回路だけ準備とし、ベントのときは、制御からだけ動かして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。







